

新社会党労働運動委員会第25回全国総会
ユニオン党員協議会第12回総会

日時：11月22日(日) 10時30分～17時00分
ユニオン党員協議会 9時30分～10時30分

労働運動委員会ニュース
No.278 2020年10月13日

場所：万世橋区民館 3階和室(秋葉原駅下車)
東京都千代田区外神田1-1-11 (特定非営利活動法人労働相談室で届け出)

参加費：1,500円(弁当代含む)

WEB方式・ZOOM形式で全国から参加できます

●主催者がホスト局となり、リモート回線で参加者にURLを送り、総会に招待する形式です

発行責任者 宮川 敏一
東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp



「交渉相手の会社に組合員がいない」
裁判所は産別労働組合を理解せず 不当判決

10月12日の夜、連合会館(東京)で、「関ナマ大阪ストライキ第2次事件」の大阪地裁判決報告集会が開かれた。判決は不当で、産別労働組合活動を否定した。労使協定を守らない大阪広域協組は免罪にした。こうした権力の横暴を

京都労働相談センター発足累計18520件
相談事例Ⅱコロナ短縮を月またぎで消化強要

◆20代女性サービス業正社員
ソフト制の会社に勤務しています。9月末に退職が決まっています。4月にコロナの影響で勤務時間が短縮されており、その短縮分の消化をしろと言われました。4月にコロナで勤務時間が短縮され、5月は在宅勤務、6月から通常営業に戻

項目	件数	当月比率
面談	2	8.3%
電話・メール	21	87.5%
FAX・その他	0	0.0%
単産・弁護士紹介	1	4.2%
合計	24	100%
項目	件数	当月比率
解雇	10	41.7%
退職強要・勧奨	0	0.0%
貸金・残業代未払い	3	12.5%
労働契約違反	1	4.2%
社会・雇用保険	0	0.0%
配転・出向・転籍	0	0.0%
労働条件切り下げ	1	4.2%
労働時間・休暇	3	12.5%
労務・セーフティ	2	8.3%
倒産・工場移転	1	0.0%
労災・職業病	0	0.0%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	0	0.0%
その他	3	12.5%
不明	0	0.0%
合計	24	100%

「短縮分の消化」という意味がよく理解できませんが、

●アドバイス

「4月に労働時間を短縮したのだから、会社を辞める前に短縮した時間相当分を働け」という解釈を前提にアドバイスします。①労働契約書・就業規則・労働条件通知書・求人票などで、「1日の労働時間は、何時何分〜何時何分(休憩何分・実労働時間何日・何曜日)」と記載していたら、それ以上働く義務はありません。②仮に、「4月に短縮した分を働け」と言われたら、「その分は残業」とみなされ、会社は「別途残業手当を支給しなければ、労働基準法に違反になります。③あなたは正社員ということなので、「週5日」以上働いているものと思われれます。「週5日」以上働いている社員は、勤続6カ月で、「有給休暇が10日」付与されます。④あなたは勤続1年とのことなので、「有給休暇が10日」付与されています。会社とされているので、会社を辞めるまでに「有給休暇で10日間」会社を休んだ後、退職することができます。⑤また、「有給休暇」を「4月分の短縮時間」と相殺することは、労働基準法に違反します。「10日間の有給休暇」は、「会社を10日間休んでも、10日分の給与を支給」する義務が会社にはありません。

休業支援金、企業が協力渋り支給3% 申請書は手当不払いの違法「自白」

新型コロナウイルスの影響

で休業を迫られたのに、勤務先から休業手当をもらえない中小企業の社員らに政府が支払う「休業支援金・給付金」の利用がされない。7月に申請受け付けが始まったが、支給額は予算のわずか3%ほど。申請書に「休業手当を払っていない」と記入するのを企業側が拒否をしている。

5442億円の補正予算が

コロナ禍で休業を指示された労働者は会社が休業手当を支払う義務があり、支払った企業には国が後から「雇用調整助成金」を支給する。しかし「資金繰りが苦しく、助成金を待てない」と休業手当を拒否する中小企業が続出。

6月の第2次補正予算に5442億円を計上したのに、支給額は予算の3%の約167億円（10月1日）。申請協力しない企業が多すぎる。

休業支援金・給付金

コロナ禍で今年4月以降に休業を迫られたのに、休業手当をもらっていない人を救済する給付金。正規・非正規を問わず、一定規模以下の中小企業で働く人が対象で大企業の従業員は対象外。月33万円を上限に休業前の賃金の8割を支給する。利用が低調で、政府は救済の対象期間を当初の今年9月末から今年12月まで延ばした。申請の締め切りは4～9月分が12月31日、10～12月分は来年3月31日。

申請書には原則①休業は会社の指示②会社は休業手当を支給していない、などを会社側に記入してもらおう必要がある。だが「休業手当を払っていない」と書けば、会社側の「違法」がばれるので隠ぺいする。「休業はコロナが原因。会社の指示ではない」とバイトをする大学4年の男子学生は休業支援金の申請協力も拒まれた。会社側が「休業指示はしていない」とウソを言えば、



休業支援金は支払われない。会社が申請を妨害する悪質なケースが多発している。「会社が休業を認めない場合でも

休業前の勤務実績を踏まえ、労働局が支給判断をすることができるよう労働局に訴えている。

茨城労働相談センター コロナ解雇・無休休業 9月の労働相談 茨城ユニオン

茨城労働相談センターは9月、「コロナ解雇・無休休業」ホットラインを開設

■AさんはB社に勤め3年になるが、8月に解雇予告もなく、いきなり明日から来なくていいと通告された。コロナ禍で営業が厳しいのは分かるが、あまりに

もひどすぎると思い、相談してきた。営業が厳しいからといって解雇予告もなく解雇はできないこと。また、雇用調整助成金のコロナ対策特例などを活用すれば、雇用を維持したまま、休業すれば、休業手当は雇用者の負担無しに支払う制度があることなどを説明。「そうなんですか」と納得のいった様子。しかし、戻る気はないようだ。

会計年度任用職員

■Cさんは県南の自治体に非常勤として勤めて3年になるが、同じ非常勤の先輩がCさんだけをのけ者にして、仕事を教えてくれない。後輩の他の非常に丁寧な見よう

とも。Cさんは精神的な負担に。どうしたらよいかとの相談だった。言うべきこととは言い、やるべき事はやらないと何も変わらないとアドバイスした。

労災で手に傷が

■DさんはE工場でプレスの仕事をしていたが、操作を誤り、手に傷を負ってしまった。会社は労災申請するとは言わず、自分で判断しろと責任を転嫁し、自分の誤りだからと、暗に労災申請するなど圧力を掛けてきた。自分はそれに負けてきた。自分はそれに負けてきた。自分はその後、傷が痛くなってきたので、その事を話すと口論になって、会社を辞めてしまった。傷の具合が悪いようなら、今からでも医者について診断書を書いてもらい、労災申請の手続きを取れる事などを説明。会社が申請に協力しなくても、個人で労基署に申請できることも説明した。